

○北海道地方警察職員の定員に関する条例

北海道条例第33号

昭和29年7月27日

改正 昭和32年4月条例第30号、10月第69号、34年8月第35号、10月第45号、35年4月第19号、36年4月第51号、37年4月7日第11号、38年3月26日第2号、4月1日第12号、39年4月3日第50号、第52号、40年4月1日第25号、41年3月31日第4号、42年3月21日第8号、43年3月31日第8号、44年3月31日第8号、45年3月31日第9号、7月23日第38号、46年7月30日第23号、47年3月31日第4号、48年4月1日第9号、49年3月31日第3号、50年3月14日第4号、51年3月31日第45号、52年3月31日第16号、53年3月31日第20号、54年3月8日第13号、7月27日第24号、55年3月31日第48号、56年3月31日第22号、57年4月1日第4号、58年3月10日第15号、59年4月1日第3号、61年4月1日第27号、63年4月1日第1号附則、第48号、平成3年10月25日第38号、4年3月31日第61号、5年3月31日第17号、6年3月31日第26号、7年3月10日第16号、8年3月31日第29号、9年3月31日第6号、12年3月29日第85号、13年10月19日第54号附則、14年3月29日第41号、10月18日第61号、15年3月14日第26号、16年3月31日第73号、17年3月31日第49号、18年3月31日第51号、19年3月16日第4号、第36号、20年10月14日第91号、21年3月31日第37号、22年3月31日第25号、23年3月18日第27号、24年3月30日第75号、25年3月29日第28号、7月16日第44号、26年7月15日第83号、27年3月20日第33号、28年3月31日第73号、29年3月31日第35号、令和元年10月16日第22号

北海道地方警察職員の定員に関する条例をここに公布する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例

警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の規定に基づき、この条例を制定する。

（この条例の目的）

第1条 この条例は、北海道警察に勤務する警察法第56条第2項に規定する地方警察職員（以下「職員」という。）の定員を定めることを目的とする。

（職員の定員）

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

区 分	階 級 等	定 員
警 察 官	警 視	468人
	警 部	810人
	警 部 補 及 び 巡 査 部 長	5,984人
	巡 査 〔警察教養施設において新任者として訓練中の者を含む。〕	3,127人
	計	10,389人
警 察 官 以 外 の 職 員		1,278人
合 計		11,667人

2 前項の定員のほか、主として道路における交通の安全と円滑に係る指導取締

りに関する事務を行わせるため、巡查245人を置くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の中欄に掲げる階級にある警察官の員数が同表の右欄に定める定員に満たない場合には、その満たない員数の範囲内で、その定員を当該階級より下位の階級の定員に流用することができる。
- 4 職員のうち、次に掲げる職員については、定員のほかに置くものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員
 - (2) 地方公務員法第26条の6第7項の規定により臨時的に任用された職員
 - (3) 地方公務員法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職された職員
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により派遣された職員
 - (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業の承認を受けた職員
 - (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された職員
 - (7) 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により派遣された職員
 - (8) 地方公務員法第39条第1項に規定する研修（長期にわたるものに限る。）を命ぜられた職員で知事が承認したもの
- 5 前項第5号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第1項の表の右欄に定める定員（第3項の規定により定員を流用した場合は、その流用後の定員）を超えるときは、その復帰した日から1年以内の期間に限り、その定員を超える員数の職員を定員のほかに置くことができる。

（職員の定員の配分）

第3条 前条に掲げる職員の定員の部内の配分は、公安委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。
- 2 事務吏員及び技術吏員に欠員がある場合においては、第2条の規定にかかわらず、当分の間、その欠員数の範囲内の数にその他の職員の定数を加えた数をその他の職員の定数とみなすことができる。
- 3 警察官の数は、昭和32年4月1日において、第2条に掲げる警察官の定員をこえないように、昭和29年7月1日から昭和32年3月31日までの間に、左の各号に掲げる期間の区分ごとにそれぞれ当該各号に掲げる割合によって整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる数の警察官は、定員の外に置くことができる。

(1)	昭和29年7月1日から 昭和30年3月31日まで	}	整理されるべき警察官の員数の100分の40
(2)	昭和30年4月1日から 昭和31年3月31日まで	}	整理されるべき警察官の員数の100分の30
(3)	昭和31年4月1日から	}	整理されるべき警察官の員数の100分の30

昭和32年3月31日まで

4 第2条第1項の表中	450人	とあるのは、平成19年
	780人	
	5,757人	
	3,007人	
	9,994人	
	1,363人	
	11,357人	

3月31日までの間は、	453人	とする。
	785人	
	5,797人	
	3,029人	
	10,064人	
	1,363人	
	11,427人	

附 則（昭和32年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。
- 2 北海道地方警察職員の定員の暫定措置に関する条例（昭和31年北海道条例第21号）は、廃止する。

附 則（昭和32年条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和36年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年条例第2号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第25号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第4号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和41年規則第20号で昭和41年4月1日から施行）

附 則（昭和42年条例第8号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和42年規則第42号で昭和42年4月1日から施行）

附 則（昭和43年条例第8号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和43年規則第55号で昭和43年4月1日から施行）

附 則（昭和44年条例第8号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第9号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第38号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和45年規則第100号で昭和45年8月20日から施行）

附 則（昭和46年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第4号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和47年規則第50号で昭和47年4月1日から施行）

附 則（昭和48年条例第9号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和48年規則第56号で昭和48年4月1日から施行）

附 則（昭和49年条例第3号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和49年規則第42号で昭和49年4月1日から施行）

附 則（昭和50年条例第4号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和50年規則第25号で昭和50年4月1日から施行）

附 則（昭和51年条例第45号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第20号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第13号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第48号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第22号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第4号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第15号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第3号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第27号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（昭和63年条例第48号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第38号）

この条例は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第61号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定

（

1,529
10,647

を

1,479
10,597

に改める部分に限る。）及び同

条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第26号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第16号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第29号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第6号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第85号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第54号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（平成14年条例第41号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第61号北海道条例の左横書きの実施に関する条例）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第26号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第73号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第49号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第51号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第36号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第91号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第37号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第25号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第27号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第75号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第28号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第83号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（平成27年条例第33号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第73号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第35号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（以下略）